

## 土佐町テレワーク推進事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、土佐町テレワーク推進事業委託業務（以下「本業務」という。）の受託者を公型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めることを目的とします。

### 2. 業務概要

#### (1) 委託業務名称

土佐町テレワーク推進事業委託業務

#### (2) 業務内容

別紙「土佐町テレワーク推進事業委託業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### (4) 委託上限額

9,986千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3. 審査委員会の設置

別途「土佐町テレワーク推進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」を定め、審査委員会を設置します。

### 4. 契約の相手方の決定方法

公募型プロポーザル方式

### 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件します。

- (1) 土佐町競争入札参加資格者名簿（委託業務）に登録されていること。
- (2) 土佐町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年以内（平成30年度以降）に、高知県内で5件以上のビジネストレーニングや人材育成に関わる事業を実施していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団関係組織、またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

6. 説明会

本業務に係る公募型プロポーザルの説明会は開催しません。

7. 質疑及び回答

質問がある場合は提出期限までにFAXまたはメールで照会するものとします。(様式1)

(1) 提出期限 令和5年3月10日(金)午後1時まで

(2) 問合せ先 土佐町役場 企画推進課

FAX : 0887-70-1333

メール : tosat-21@town.tosa.lg.jp

(3) 質問への回答 令和5年3月10日(金)午後5時を目処に、業者選定に参加する全事業者へ回答します。

8. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(様式2)、法人概要書及び確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

【提出書類、様式及び提出部数等】

様式	提出書類の名称	提出部数
2	参加申込書	1部
-	法人概要書(会社概要を示すパンフレットでも可)	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)、FAXまたは電子メールのいずれかにより提出してください。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

② 提出期限

令和5年3月13日(月)午後5時(必着)

③ 提出先

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194番地 土佐町役場 企画推進課

電話 : 0887-82-2450 FAX : 0887-70-1333 メール : tosat-21@town.tosa.lg.jp

(2) 資格要件の確認

土佐町役場企画推進課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年3月13日(月)中に申込者へ電子メールにて通知します。

## 9. 企画提案書の作成

別途定める「土佐町テレワーク推進事業委託業務 公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりとします。

## 10. 審査

別途定める「土佐町テレワーク推進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

## 11. 審査結果の通知

事業者の選定は、審査委員会において、事前に提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容により審査を行います。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）を選定します。

審査結果は、令和5年3月30日（木）（予定）に、全ての参加者に文書及び電子メールで通知します。なお、審査結果は土佐町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

## 12. 契約の締結

選定後には、候補者と土佐町は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、審査により順位のつけられた上位の者から順に、当該業務委託の締結交渉を行います。なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

## 13. 日程

令和5年3月 8日（水）	募集開始
令和5年3月10日（金）	質疑書提出締切（午後1時まで）
令和5年3月10日（金）	質疑書への回答を参加全事業者に通知
令和5年3月13日（月）	参加申込書類提出締切（午後5時必着）
令和5年3月13日（月）	参加申込及び資格要件の確認通知
令和5年3月27日（月）	企画提案書の提出締切（午後5時必着）
令和5年3月30日（木）	審査委員会（予定）
令和5年3月30日（木）	審査結果通知（予定）
令和5年4月 1日（土）	契約締結、業務開始（予定）

## 14. 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（土佐町役場内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 契約者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15. 失格事項

以下に該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

16. その他

- (1) 参加申込書の受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式3）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の本町との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

17. 問合せ先

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194

土佐町役場 企画推進課 担当者：町田・尾崎

電話：0887-82-2450 FAX：0887-70-1333 メール：tosat-21@town.tosa.lg.jp